

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成29年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成29年4月3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区障害福祉サービス費請求システム構築・保守作業委託

(2) 目的

現行の障害福祉サービス費請求システムが平成30年3月でサポート終了となる。現行の運用を安定的に継続させ、引き続き施設運営及び利用者負担金請求等の適正な執行を確保するため、新たな障害福祉サービス費請求システムを構築する。

また、現行では各施設から外部媒体でデータを受領しており外部媒体紛失の心配があるため、新たな請求システムにおいてはネットワークを使用するシステムとすることにより、安全性を向上させる。

(3) 業務範囲

本システムの対象となる業務は、サービス管理、請求処理、システム管理、入金管理、情報管理の各業務である。

業務の概要とシステム化の範囲は以下のとおりである。

業務	概要	システム化範囲	備考
サービス管理	利用実績(予定含む)の管理、実費の請求	利用者及び関係人の情報等の登録、登録情報の検索、集計、データ加工、各種帳票、口座引落データ作成及び入出力・入出力に必要なデータの変換、他システム(=国保連伝送)との連携データの出力の他、機能要件定義書に記載の業務。	
請求処理	市町村請求額、利用者請求額、利用者負担額、上限額の管理		
システム管理	サーバ設定、データの最適化、システム設定、マスタ管理		
入金管理	利用者負担額入金管理、債権管理		
情報管理	利用者基本情報、受給者証情報、事業所情報、ユーザー情報の管理		

(4) 業務内容

区立障害者福祉施設18施設において、障害福祉サービス費に関する実績の入力・管理・障害福祉サービス費の東京都国民健康保険団体連合会への請求デ

ータの作成、及び請求を行うことができ、かつ障害者地域生活課においては、サーバを介して各施設の請求データを閲覧可能とし、自己負担金・賄費の請求データの作成、債権管理を行うことができるシステムを構築し、保守管理する。

システムはクラウド運用とし、各拠点はデータセンターとの接続により運用することとする。

[1] システム構築業務の詳細

システム構築業務の内容は以下のとおりである。

プロジェクト管理作業

- ・進捗、工程管理作業
- ・課題管理作業
- ・その他関連作業

設計作業

- ・本システムの設計作業
- ・その他関連作業

構築作業

- ・サーバ構築、設定作業
- ・基本ソフトウェア製品の設定作業
- ・ハードウェア製品の設定作業
- ・ソフトウェアのインストール、設定作業
- ・障害者地域生活課及び区立障害者福祉施設 18 施設とサーバとのネットワーク構築作業

その他関連作業

- ・データ移行作業
- ・テスト作業
- ・教育、研修
- ・マニュアル作成

[2] システム構築業務の成果物

システム構築業務の成果物は以下のとおりである。

本システム

本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行うものとする。

- ・本システム 一式

本システムデータ

本システムの環境構築に伴い、稼動で必要となったデータの提供を行うものとする。

- ・本システムに搭載する業務データ 一式
- ・本システムを構成するハードウェアの設定データ 一式
- ・本システムを構成するソフトウェアの設定データ 一式
- ・上記データを格納した電子媒体 一式

各種ドキュメント類

本システムの環境構築に伴い、稼動までに作成した各種ドキュメントの提供を行うものとする。

- ・プロジェクト管理関連 一式（プロジェクト管理資料、導入スケジュール、作業報告書等）
- ・設計関連 一式（基本設計書、機器・ネットワーク構成図等）
- ・構築関連 一式（構築作業手順書、設定シート等）
- ・データ移行関連 一式（データ移行計画書、報告書等）
- ・テスト関連 一式（試験成績表、口座振替テスト結果報告書等）
- ・その他 一式（ソフトウェア一覧、ソフトウェアの操作・運用マニュアル、システム管理手順書、サポート保守・障害時連絡先一覧、本区との打ち合わせ議事録等）
- ・上記ドキュメントを格納した電子媒体 一式

（５）履行期間

システム構築：平成２９年６月２８日から平成３０年１月３１日まで（予定）

システム保守：平成３０年２月１日から平成３４年３月３１日まで（予定）

システム保守契約は複数年の長期継続契約とし、契約初年度の予算配当があること及びシステム構築業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、又は履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と保守契約を締結する場合がある。

2 参加資格要件

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第２項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）による措置を現に受けていないこと。
- （２）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- （６）平成２３年度以降、地方公共団体に対し、障害福祉サービス費請求システムの

構築・保守の実績を有すること。

(7) 都内及び都近郊に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

(8) 日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定(プライバシーマーク)又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。選定については、別途、選定委員会にて行う。

4 評価基準

(1) 提案書

実施方針について

システムの機能について

システムの構成について

情報セキュリティ対策について

システムの運用及び保守について

実施体制及びプロジェクト管理について

(2) 見積書

見積金額の妥当性

(3) デモンストレーション・ヒアリング

a. 製品、システム機能の概要

b. システム操作性

c. 提案書との整合性

d. ベンダーのコミュニケーション能力

e. 業務への取組姿勢

f. 業務向上性

g. 業務先進性

h. 独自提案の内容

(4) 財務審査

経営状況の安全性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課障害者地域生活担当

住 所：〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口

電 話：03 - 5432 - 2420 FAX 03 - 5432 - 3021

E-mail：SEA02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
期 間：平成 2 9 年 4 月 3 日 (月) ~ 4 月 1 7 日 (月)
場 所：上記 (1) に同じ
方 法：希望者に無償配布する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/144/1839/d00152321.html>
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
期 限：平成 2 9 年 4 月 1 7 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
場 所：上記 (1) に同じ
方 法：持参
- (4) 財務関係書類の提出期限、提出場所及び方法
期 限：平成 2 9 年 5 月 8 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
場 所：上記 (1) に同じ
方 法：持参
- (5) 提案書・見積書の提出期限、提出場所及び方法
期 限：平成 2 9 年 5 月 2 2 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
場 所：上記 (1) に同じ
方 法：持参及び電子メール

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (7) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (8) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。
- (9) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 提出された提案書は返還しない。
- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 詳細は、提案要求説明書による。